

【新設】（使用料の意義）

16-3-44 法第 69 条第 4 項第 9 号イ《使用料等》の工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払を受ける対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号《定義》に規定する著作物をいう。以下 16-3-44 において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する。

【解説】

- 1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外において業務を行う者から受ける工業所有権等又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）の使用料でその国外業務に係るものが規定された（法 69④九イ、ロ）。
- 2 本通達では、この工業所有権等及び著作権の使用料の意義について留意的に明らかにしている。

工業所有権等又は著作権については、その提供の態様に応じて種々の形で使用の対価が支払われるが、国外源泉所得とされる工業所有権等又は著作権の使用料には、これらの権利等の使用に関して収受する全ての対価が含まれ、その支払が継続的なものであるか、あるいは一時的なものであるかは問わない。したがって、工業所有権等の実施契約の締結に当たって一時的に支払を受ける頭金、権利金等もこれらの使用料に含まれることとなる。また、これらの権利等を提供し、あるいは伝授するための費用に充てるものとして支払を受ける派遣技術者の給料、旅費、滞在費等もこれらの使用料に含まれることになる。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-46）を定めている。